

第2期

四万十町教育振興基本計画

案 (R6/5/24 版)

令和6年度(2024)

四万十町教育委員会

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の進捗管理.....	2
第2章 今後の社会情勢と本町の現状	3
1 2040年以降に想定される社会情勢.....	3
(1) 人口減少・少子高齢化の時代.....	3
(2) グローバル化の 進展	4
(3) デジタル化の時代.....	4
(4) VUCA（ブーカ）の時代.....	5
(5) 人生100年の時代.....	5
2 四万十町の 学校教育の現状	6
(1) 学力【知】の現状.....	6
(2) 豊かな心【徳】の現状.....	7
(3) 健やかな身体【体】の現状.....	8
第3章 四万十町教育の目指す姿	9
1 基本理念.....	9
2 目指すべき人間像.....	9
3 基本理念等を実現する「4つの基本方針」.....	10
基本方針 1.....	10
基本方針 2.....	10
基本方針 3.....	11
基本方針 4.....	11
4 「4つの基本方針」を実現する施策と基本事業.....	12
第4章 施策と基本事業の方向性	13
四万十町教育振興基本計画 施策体系一覧	13
施策I 学校教育の充実	14
1 施策の目指す姿.....	14
2 施策の基本方針	14
3 施策の成果指標	14
4 基本事業の取り組み.....	15

基本事業Ⅰ-①「確かな学力の育成（知）」	15
基本事業Ⅰ-②「豊かな心の育成（徳）」	17
基本事業Ⅰ-③「健やかな体の育成（体）」	19
基本事業Ⅰ-④「ICTを活用した教育の推進」	21
基本事業Ⅰ-⑤「教育環境の充実」	23
基本事業Ⅰ-⑥「学校経営体制の強化」	25
基本事業Ⅰ-⑦「学校と地域の連携」	27
基本事業Ⅰ-⑧「学校適正配置の推進」	29

施策2 生涯学習の推進とスポーツの振興 30

1. 施策の目指す姿	30
2. 施策の基本方針	30
3. 施策の成果指標	30
4. 基本事業の取り組み	31
基本事業2-①「主体的な学習の推進」	31
基本事業2-②「社会教育施設の利用促進」	33
基本事業2-③「文化財の保護・活用」	35
基本事業2-④「芸術文化活動の充実」	36
基本事業2-⑤「青少年の健全育成」	37
基本事業2-⑥「スポーツ活動の充実」	39
基本事業2-⑦「スポーツ関係団体・指導者の育成」	40
基本事業2-⑧「体育施設の利用促進」	41

施策3 子育ての支援 42

1. 施策の目指す姿	42
2. 施策の基本方針	42
3. 施策の成果指標	42
4. 基本事業の取り組み	43
基本事業3-①「就学前保育・幼児教育の充実」	43
基本事業3-②「子どもを育てやすい環境づくり」	45
基本事業3-③「放課後の児童の居場所づくり」	47

資料編 48

1. 委員名簿	48
2. 四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱	49
3. 計画策定の経過	50

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、平成26(2014)年に「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念として、「10年間を通じて目指すべき教育の姿」を達成するため、4つの基本的方向性を示した「四万十町教育振興基本計画(第1期計画)」(以下「第1期計画」という。)を策定し、幼児から高齢者までの活動の場づくりの支援、社会を構成する一員の育成など、本町の特性を生かした教育行政を推進してきました。

第1期計画の前期5年間を経過した令和元(2019)年には、それまでの成果や課題を踏まえて、第1期計画を改訂した後期5年間計画を策定しています。第1期計画の10年間には、社会や教育を取り巻く環境が大きく変化しており、なかでも新型コロナウイルス感染症の拡大は、学校運営等に支障をもたらしました。

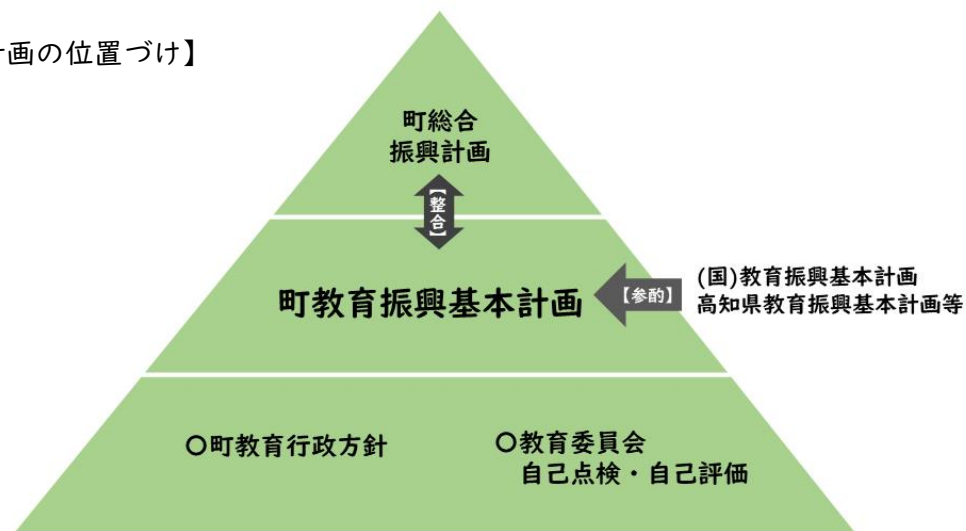
このたび、第1期計画の計画期間が終了することから、これまでの変化を踏まえた第1期計画を継承する計画として、これからの本町の教育行政が目指す姿や、施策・基本事業の方向性を示す「第2期四万十町教育振興基本計画(以下「本計画」という。)」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、本町の政策の基本的な方向性を総合的・体系的にまとめた「四万十町総合振興計画」が上位計画となります。

本計画の策定にあたっては、国及び高知県が策定する教育振興基本計画等を参酌するとともに、本町の特性を反映します。

【計画の位置づけ】




3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6（2024）年度～令和15（2033）年度までの10年間とし、施策や基本事業の目標は、5年を目途に見直しを行います。

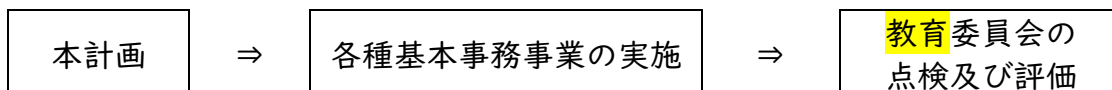
また、国及び高知県の教育振興基本計画の改訂、社会情勢の変化、事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

【期間のイメージ】

和暦	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
計画期間										

4 計画の進捗管理

本計画に掲げた施策や基本事業の進捗管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において行います。



第2章 今後の社会情勢と本町の現状

本計画の策定にあたっては、今後、想定される社会情勢を見据えた上で、これからの時代に求められる人物像と、本町の**人材育成の方針**が同じ方向性を持つことが必要です。

そのため、現在の「学習指導要領（平成29（2017）年改訂）」の教育課程で学ぶ子どもたちが、社会をけん引する世代になると見込まれる「2040年以降に想定される社会情勢」と、本町の現状を整理します。

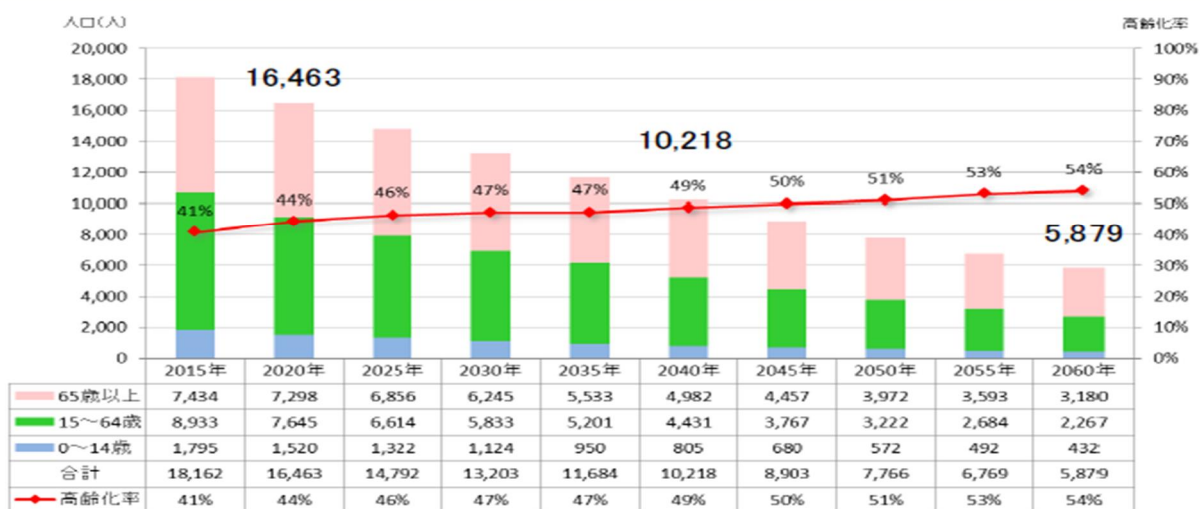
I 2040年以降に想定される社会情勢

(1) 人口減少・少子高齢化の時代

日本では、今後においても人口減少・少子高齢化の**進行が想定され**、生産年齢人口（15～64才）は、2050年には現在の2/3程度に減少し、**高齢化人口も総人口の約4割を占めると見込まれています。**

本町においては、2045年以降には**高齢化率50パーセント以上となる見込みであり**、**地域文化の継続的な活動などへの影響が心配されます。**

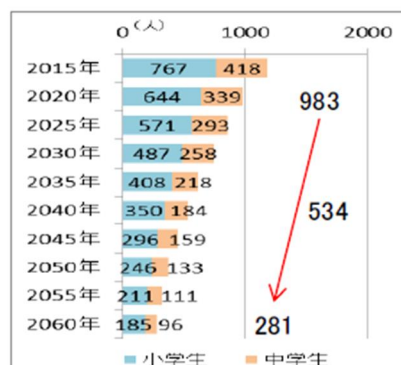
◇ 将来推計人口と高齢化比率の推移



【R2推計（四万十町における小規模地域人口推計業務報告書）】

また、少子化により児童生徒数の減少が進む中、特に小学校の過小規模化が進んでおり、教育課程に基づいた組織的かつ計画的な学校の様々な教育活動の質の向上を図ることが難しい状況が見られます。

◇ 児童・生徒数の推移



(2) グローバル化の進展

グローバル化の加速により、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まる中、日本に在留する外国人は年々増加しており、2070年には総人口の約1割になると見込まれています。そのため、学校、地域、社会において外国人と接する機会が、より日常的となり、外国文化の理解をはじめ多様な価値観を受け入れるとともに、自分らしく生きることができる社会的包摂性が求められます。

これからの社会では、多文化・多言語・多民族の人たちと社会的・職業的な場面において外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えると想定されるため、英語の習得がさらに大切となりますが、日本の歴史・文化等の教養とともに思考力・判断力・表現力等を備えることにより、情報や自分の考えを積極的に発信し、相手とのコミュニケーションができる力の育成も重要となります。

本町においても、グローバル社会の中で、児童生徒が国際的な視点を持って、地域社会の発展や課題解決に積極的に参画・貢献しようとする資質・能力を持ち成長することが求められます。

そのためにも、英語教育の強化のみならず、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動の推進や、探究的な学び等を通じたグローバル教育の推進が必要となります。

(3) デジタル化の時代

これから想定されている「Society 5.0¹」の社会では、デジタル技術の進歩が一層加速し、仮想空間と現実空間が高度に統合された時代が到来すると予測されています。

この社会変化に伴い労働需要の変化も想定され、事務などの職種の需要は減少する一方で、「問題発見力」や「的確な予測力」などを要する職種の需要が増加することが予測されます。今後、求められる職種に適應できる人材の育成が、ますます重要視されています。

このような時代の中、子どもたちの可能性を広げ、予測困難な社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育むため、学校教育においては、デジタル技術を活用した授業・学習、支援の充実に向け変化をしていく必要があります。

本町においても、GIGA スクール構想に基づく児童生徒一人一台タブレット端末の整備を令和4年度に完了しましたが、今後は、さらにICT機器等を活用した個別最適・協働的な学習・指導の充実に実現させていく必要があります。

¹ 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指します。

デジタル社会に対応するためにも、教育を通じて情報活用能力のみならず、人間ならではの感性や創造性の強みを発揮しつつ、新たな価値を創造する力を育成することが求められます。

(4) VUCA (ブーカ) の時代

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。

国の教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となる。予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領前文に定められた目指すべき姿の実現が求められ、その際には、教育基本法の理念・目的・目標について規定されている普遍的価値を共有した上で、主体的な「社会の創り手」となる考え方が重要である。」と示されています。

このため、本町においても、子どもたちが「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育の一層の推進と、全ての町民が生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる様々な施策・取り組みを進めていくことが求められます。

(5) 人生 100 年の時代

ある海外の研究では、日本で 2007 年に生まれた子どもの半数が 107 歳まで生きるとの推計もされており、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています²。

人生 100 年時代には、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されています。こうした社会の構造的な変化に対応するため、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

本町でも「人生 100 年時代」を迎えるにあたり、生涯にわたって学びを継続できる環境づくりや、地域の特性に合わせた多様な学習機会の提供により、元気に活躍し続けながら安心して暮らし、より豊かな人生が送れる社会づくりが求められます。

² 人生 100 年時代構想会議中間報告（平成 29 年）を引用

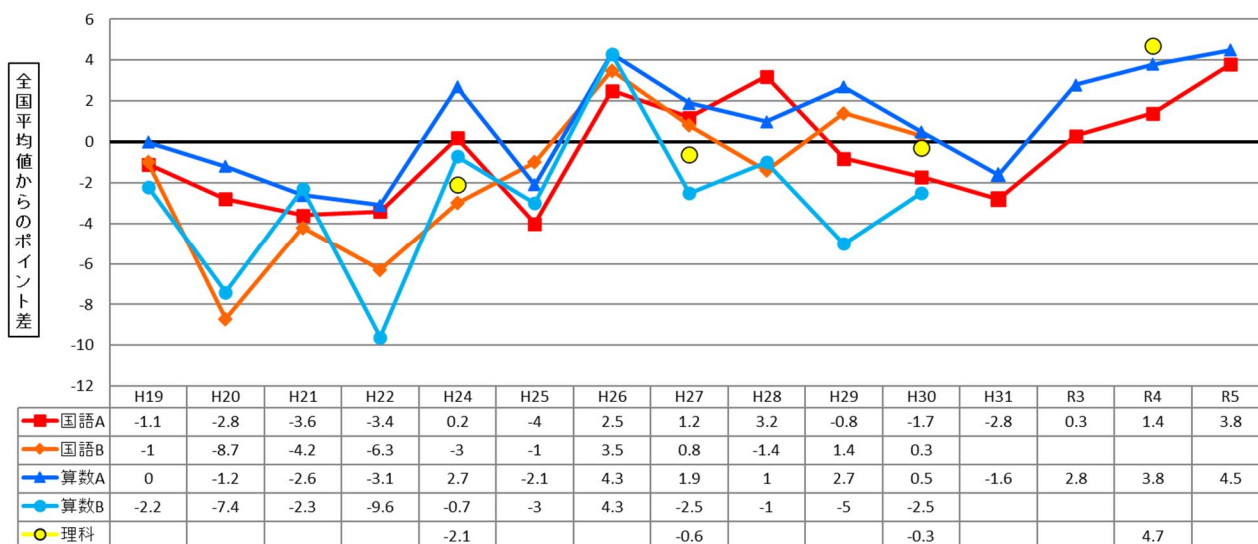
2 四万十町の学校教育の現状

(1) 学力【知】の現状

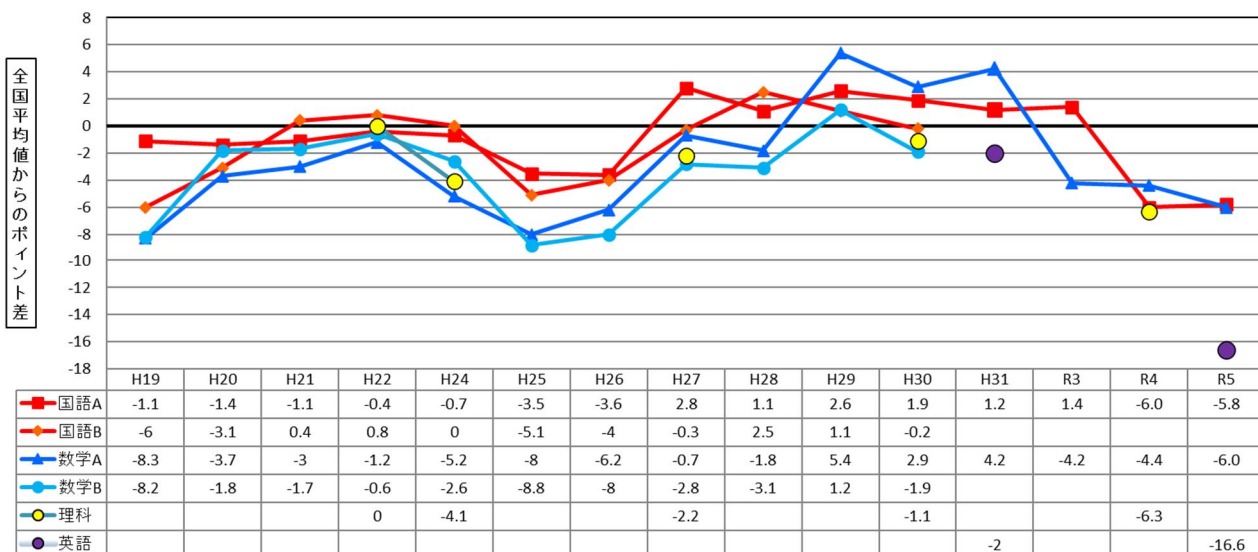
全国学力・学習状況調査において、小学校（6年生）では、全国平均を上回る状況が続いています。各校で取り組んでいる「主体的な学び」「資質・能力を育成するための授業づくり」が成果につながったと考えています。

中学校（3年生）では、全国平均を上回る時期もありましたが、近年では、全国平均を下回る状況が続いています。生徒が身に付けるべき資質・能力のさらなる明確化と、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善など、指導方法の工夫、改善をさらに図る必要があります。

全国と四万十町の平均正答率の差(小学校)



全国と四万十町の平均正答率の差(中学校)



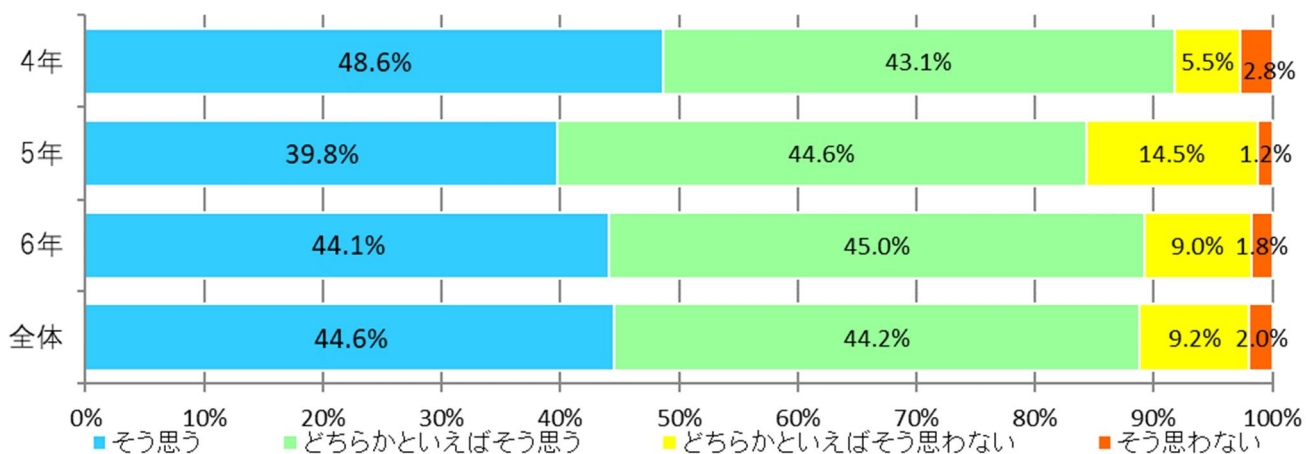
(2) 豊かな心【徳】の現状

特別活動に係るアンケートでは「あなたには、良いところがあると思いますか」という問いに対して、小学校では 88.8%、中学校では 88.1%が、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と肯定的に回答しています。

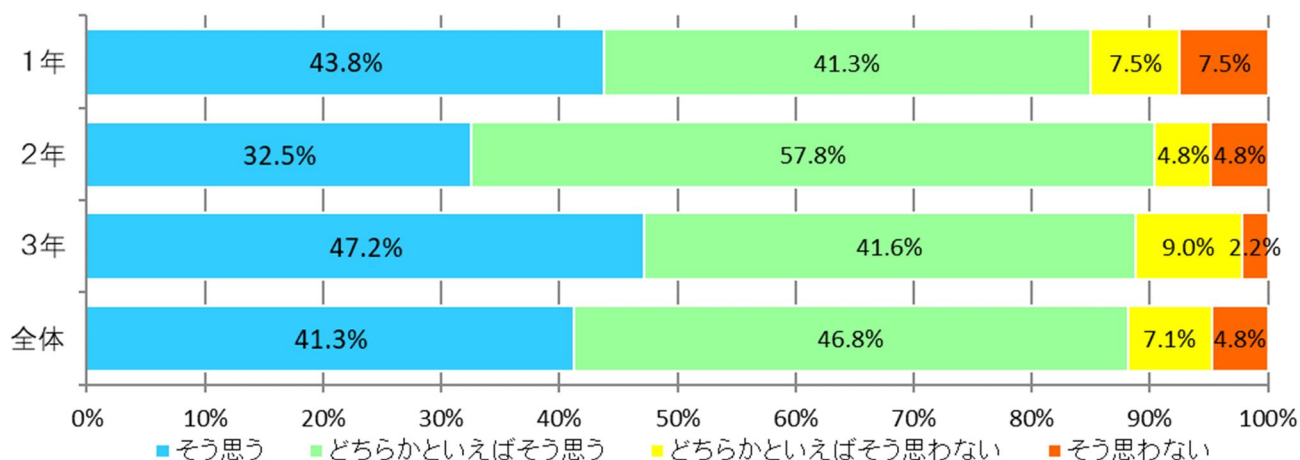
特別活動等を通じて主体的な話し合いや、児童生徒自身が中心となって実践する機会が多くあり、そうした場面で活躍したことが個性の伸長や自信につながり、自己肯定感が 9 割近くを占めた要因と考えられます。

【あなたには、良いところがあると思いますか？】

○ (R5 年 1 学期末 (町内全小学校：4 年生～6 年生)



○ (R5 年 1 学期末 町内全中学校：1 年～3 年生)

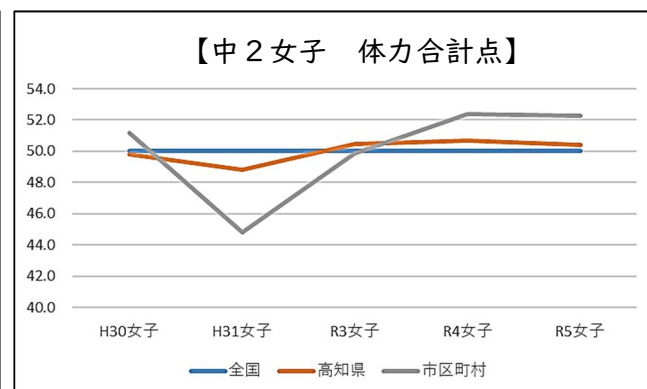
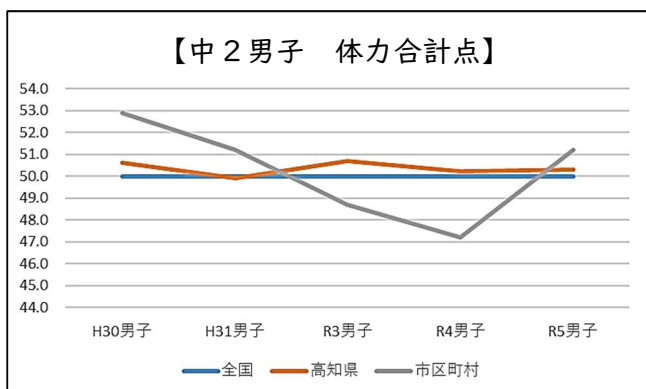
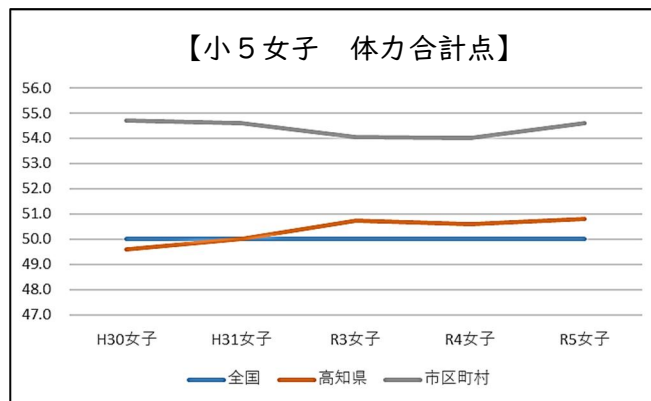
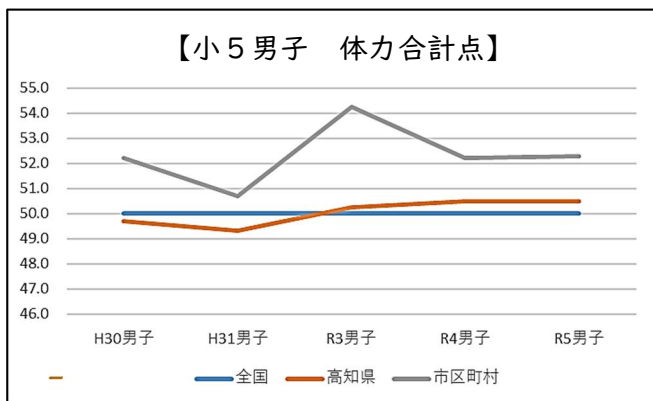


「夢・志を育む学級運営のための実践研究事業」児童生徒アンケート調査

(3) 健やかな身体【体】の現状

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、平成30年以降、小学生では男女とも全国平均を上回っています。

中学生では、令和3年以降、女子については全国平均を上回っていますが、男子は令和5年に全国平均を上回りました。



「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点

第3章 四万十町教育の目指す姿

1 基本理念

第1期計画では、「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念として、本町の特色を生かした教育行政を推進してきました。この基本理念は、今後想定される「2040年以降を見据えた社会」においても変わらないものであり、より重要であると考えられることから、本計画においても継承します。

【基本理念】

たくましく人間性豊かな人づくり

2 目指すべき人間像

将来の予測が困難な時代において、課題に挑戦し、自らが新しい社会を創り出していく人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本町において今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながらグローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、文化やコミュニティなど多くの分野で、それぞれの地域の将来を担う人材が求められます。

本計画では、「目指すべき人間像」を掲げ、人材育成の方針とします。

【目指すべき人間像】

ふるさとを愛し、志を持ち、明るい未来を創る人材

3 基本理念等を実現する「4つの基本方針」

本計画では、「基本理念」「目指すべき人間像」を実現するため、4つの基本方針を掲げ、「2040年以降を見据えた社会」の変化にも柔軟に対応し、「持続可能な社会の創り手」となる人づくりや環境づくりに取り組みます。

基本方針 1

自分の良さや可能性を認識し、持続可能な社会の創り手となる人づくり

現時点で予測される社会の課題や変化に対応する人材の育成と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく人材の育成の視点が求められます。

また、これから想定される社会課題の解決と経済成長を結び付け、新たなイノベーションにつなげる「Society 5.0」の社会を実現するには、「人」の力が不可欠です。本町においても「人への投資」を通じて、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、「持続可能な社会の創り手」となる人づくりを目指します。

基本方針 2

多様性を尊重し、協働して豊かな地域の創り手となる人づくり

少子化・人口減少が著しい中でも、今後も活力が維持され、向上していくためには、一人ひとりの生産性向上と多様な人材の社会参画が求められます。

社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現するために、社会的包摂を推進する必要があります。

そのため、多様な価値観を尊重し、協働しながら社会変化に対応できる共生社会の実現と豊かな地域の創り手となる人づくりを目指します。

基本方針 3

生涯学習を通じた心身ともに豊かな人づくり

人生 100 年時代は、一人ひとりの学ぶ時期や進路が多様化し、人生の段階ごとに学び続ける『マルチステージモデル』が想定されています。こうした社会の構造的な変化に対応するため、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習や、生涯にわたって文化・芸術・スポーツに親しみ、心身の健康増進と体力の向上を図る必要性が高まっています。

このような社会の要請に応えるため、「生涯学習やスポーツ活動」を通じて地域と協力しながら、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会や場所において学習することができ、その成果を生かすことのできる社会の実現を目指します。

基本方針 4

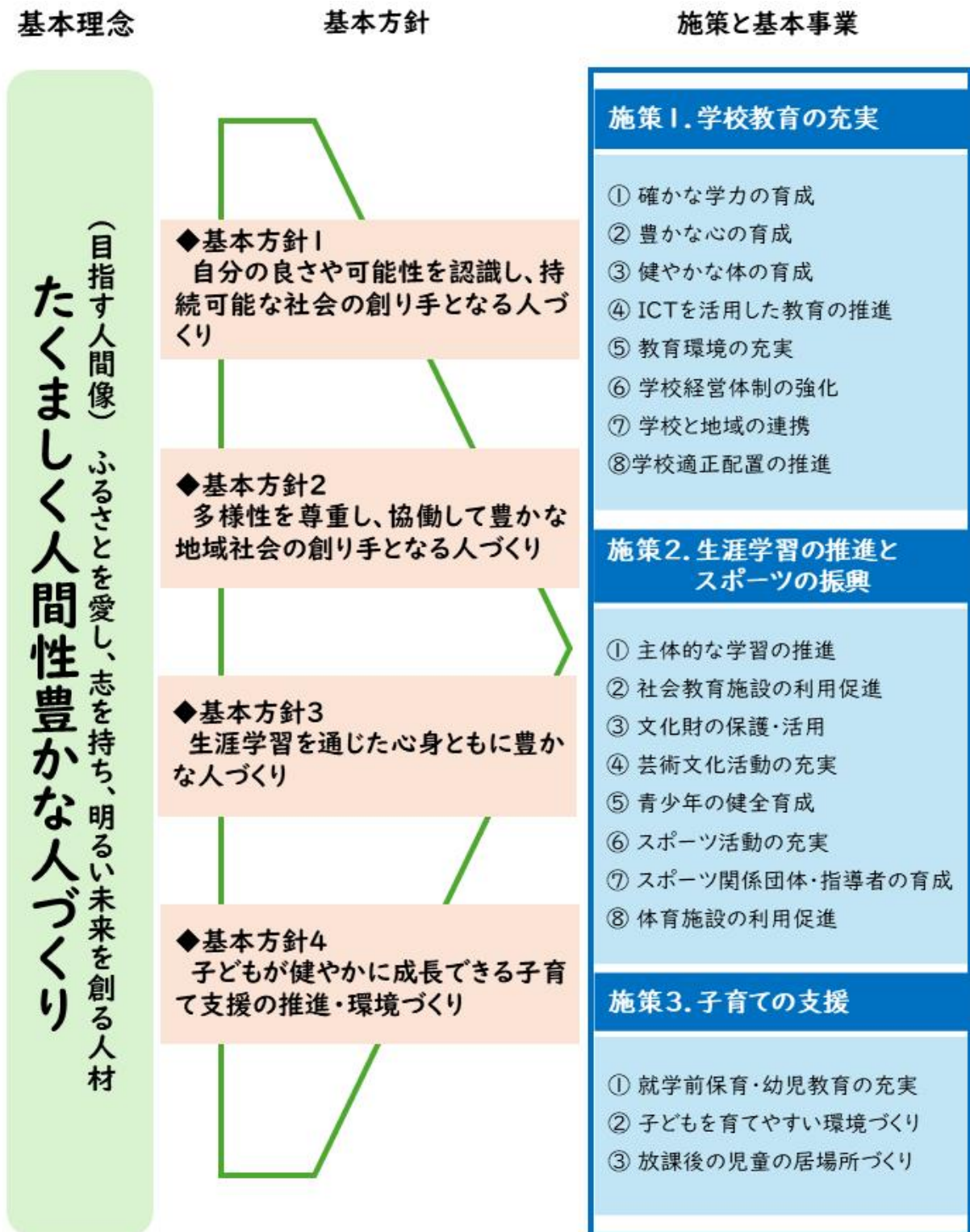
子どもが健やかに成長できる子育て支援の推進・環境づくり

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

すべての子どもが健やかに育ち、子どもの誕生と成長に喜びを感じられるよう、社会全体で子育てを支えることのできる環境づくりを目指します。

4 「4つの基本方針」を実現する施策と基本事業

4つの基本方針を実現するため、次のとおり「施策と基本事業」を定め、体系的に取り組みます。



第4章 施策と基本事業の方向性

四万十町教育振興基本計画 施策体系一覧

四万十町教育振興基本計画は、第2次四万十町総合振興計画の「基本方針2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり」に掲げる2つの政策目標に位置づけられています。なお、「子育ての支援」については、教育委員会が所管する分野のみを抜粋しています。

施策		基本事業		町総合振興計画の位置づけ
1	学校教育の充実	①	確かな学力の育成（知）	○基本方針2 「生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり」 ◆政策目標4 「まちの将来を担う人材育成の推進」
		②	豊かな心の育成（徳）	
		③	健やかな体の育成（体）	
		④	ICTを活用した教育の推進	
		⑤	教育環境の充実	
		⑥	学校経営体制の強化	
		⑦	学校と地域の連携	
		⑧	学校適正配置の推進	
2	生涯学習の推進とスポーツの振興	①	主体的な学習の推進	○基本方針2 「生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり」 ◆政策目標5 「生きがい・誇りをもてるまち」
		②	社会教育施設の利用促進	
		③	文化財の保護・活用	
		④	芸術文化活動の充実	
		⑤	青少年の健全育成	
		⑥	スポーツ活動の充実	
		⑦	スポーツ関係団体・指導者の育成	
		⑧	体育施設の利用促進	
3	子育ての支援	①	就学前保育・幼児教育の充実	○基本方針2 「生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり」 ◆政策目標4 「まちの将来を担う人材育成の推進」
		②	子どもを育てやすい環境づくり	
		③	放課後の児童の居場所づくり	

施策Ⅰ 学校教育の充実

1. 施策の目指す姿

学校生活に満足している児童生徒が増えています。

2. 施策の基本方針

- 変化の激しい時代の中で、夢や志を持ち、児童生徒自らが課題を探究し、その解決に向けて、知識や技能を活用できる資質や能力を育成します。
- 社会の中で、多様な価値観を認め合い、協働しながら、社会の一員として、自ら課題に取り組み、参画する意欲や態度を育成します。
- 心身ともに健やかな児童生徒を育成します。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質の向上に取り組みます。
- 児童生徒が健やかに成長できるよう、安全で安心して生活できる教育環境の充実を図ります。
- 全教職員が主体的に学び、指導力を高め、組織的・協働的に取り組みを進める「チーム学校」としての体制の強化を目指します。
- 学校と地域が連携・協働することで、地域社会との様々な関わりを通じて児童生徒が安心して活動できる居場所づくりを行い、地域全体で児童生徒たちを育みます。
- 四万十町立小中学校適正配置計画に基づき、適正な学校配置を推進します。

3. 施策の成果指標

指 標		現 状 (R5)	目 標 (R10)
学校生活に満足している児童生徒の割合	小学校	73%	90%以上
	中学校	67%	85%以上

(資料：Q-U アンケート)

4. 基本事業の取り組み

基本事業Ⅰ-①「確かな学力の育成(知)」

(1) 目指す姿

基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、課題解決のために主体的に取り組み、生涯にわたって学び続ける姿勢が育まれています。

(2) 現状と課題

- 全国学力・学習状況調査において、小学校では全国平均を上回る状況が続いていますが、中学校においては、全国平均を下回っています。
- 基礎学力の定着のために、児童生徒一人ひとりにきめ細かく指導できる体制づくりが必要です。
- 児童生徒自身に何を学ぶかを気付かせる視点で授業方法を工夫することが必要です。
- 児童生徒が主体的に学び、探究し、課題解決につながる授業となるような課題の設定に工夫や改善が必要です。
- 個別最適な学びや協働的な学びの実現に向け、ICT 機器の効果的な活用が必要です。
- 中学校区を中心として、保幼小中高の異校種間の連携などを通して、系統的な学びを意識した指導の充実を図ることが必要です。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援のあり方に関する助言や人的・物的環境整備を通じて、適切な支援を行える体制の充実を図ることが必要です。
- 学力と学習意欲の向上を図るため、指導方法の工夫・改善につながる教員の指導力向上等を図る研修の充実が必要です。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【確かな学力を身に付ける学習指導の推進】

ア) 高知県学力定着状況調査や全国学力・学習状況調査の結果を分析・研究し、児童生徒の学力向上のため、教員の研修の充実を図ります。

イ) ICT 機器等を効果的に活用し、授業改善サイクルの確立や授業と授業外学習を切れ目なくつないで進めます。

ウ) 保幼小、小小、小中、中高の連携のため研修の充実を図ります。

方向性②【個に応じたきめ細やかな学習指導の推進】

- ア) 児童生徒の実態を把握した個別指導の充実を図ります。
- イ) ICT 機器を活用した個別学習指導の充実を図ります。

方向性③【多様な教育課題への対応】

- ア) 多様な教育課題に対応するため、地域人材の活用を図ります。

方向性④【国際教育の推進】

- ア) 異文化理解やコミュニケーション能力の育成など、国際教育や外国語（英語）教育の充実を図ります。

方向性⑤【特別支援教育の充実】

- ア) 就学支援の充実を図ります。
- イ) 「通級指導教室」による指導の充実を図ります。
- ウ) 特別な支援が必要な児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- エ) 教職員や特別支援教育支援員等を対象とした研修の充実を図ります。

方向性⑥【教職員等の資質能力の向上・校務の効率化】

- ア) 教職員等の研修の充実を図ります。
- イ) 校務支援システムを効果的に活用します。
- ウ) 適正な人事評価を推進します。

(4) 成果指標

指 標		現 状 (R5)	目 標 (R10)	
平均正答率（全国平均との差）	小学校	国語	3.8	現状を継続
		算数	4.5	現状を継続
	中学校	国語	-5.8	平均以上
		数学	-6.0	平均以上
		英語	-16.6	平均以上

（資料：全国学力・学習状況調査 [対象：小6・中3]）

基本事業Ⅰ-②「豊かな心の育成(徳)」

(1) 目指す姿

他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性が育まれています。

(2) 現状と課題

- 「四万十町いじめ防止基本方針」に基づき、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの防止等の対策を行っています。
- いじめについて、校内研修、アンケート調査を実施し、学校での早期発見や早期対応にチームで取り組み重大事案になるケースは発生していません。
- 道徳科を要とした学校における教育活動の推進により、「道徳が好き」「自分にはよいところがある」という児童生徒が増えています。
- 高知県が作成した「家庭で取り組む高知の道徳」の活用や、学校・家庭・地域と相互の連携が必要です。
- 特別活動の学級活動を通して、「学級みんなで何かをするのは楽しい」「周りの人の役に立っている」という児童生徒が増えています。
- 本町における不登校及び長期欠席児童生徒数は、増加傾向にあり、出現率は、国を上回っています。支援が必要な児童生徒に対し、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)を活用した教育相談等の充実が必要です。
- 児童生徒がインターネットを適切に利用することができるよう、知識や情報モラルを高める必要があります。
- 子どもたちは地域の人や産業から学び、経験を積むことで将来の地域での活躍につながります。そのため、地域と連携したふるさと教育が必要です。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【人権教育の推進】

- ア) 外部機関等を活用した人権教育の取り組みを支援します。
- イ) 町人権教育研究協議会の実践を生かし、学校・家庭・地域との連携を推進します。

方向性②【道徳教育の推進】

- ア) 道徳教育の充実を図り、いじめを許さない気持ちや規範意識の高揚を図ります。
- イ) 高知県が進める道徳教育と連動した取り組みを推進します。

方向性③【不登校等の生徒指導上の課題への対応・いじめ防止対策の推進】

- ア) 不登校の未然防止につながるよう児童生徒を主体とした特別活動の取り組みを支援します。また、不登校の兆しが見られた段階での初期対応を「チーム学校」で取り組むように支援します。
- イ) すべての学校で特別活動の研修を行い、お互いを尊重し、認め合う支持的風土を醸成できるよう支援します。
- ウ) 早期発見・早期対応できるように、SC や SSW、外部専門機関等との連携強化を図ります。

方向性④【発達支持的生徒指導の推進】

- ア) 「児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させるための支援」の視点に立った特別活動を重点的に推進し、学級生活の満足度向上に取り組めます。
- イ) 児童生徒を対象にアンケート調査を定期的実施し、結果を分析し、支援へとつなげます。

方向性⑤【ふるさと教育の推進】

- ア) ふるさとを愛し、志を持ち、地域に貢献できる人材の育成に努めます。
- イ) 地域資源を活用した特色ある学校の教育活動を支援します。

(4) 成果指標

指 標		現 状 (R5)	目 標 (R10)
自分には良いところがある と思う児童生徒の割合	小学校	87.2%	90%以上
	中学校	86.4%	90%以上
地域や社会をよくするため に何かしてみたいと思う児 童生徒の割合	小学校	86.0%	90%以上
	中学校	76.1%	80%以上
学校に行くのは楽しいと思 う児童生徒の割合	小学校	93.0%	95%以上
	中学校	85.2%	90%以上

(資料：全国学力・学習状況調査 [対象：小6・中3])

基本事業Ⅰ-③「健やかな体の育成(体)」

(1) 目指す姿

子どもたちの健やかな体が育まれています。

(2) 現状と課題

- 高知県「こうち子ども体力・運動能力向上プログラム」の活用を教育計画に位置づけ、各校で取り組んでいます。
- 児童生徒一人ひとりが生涯にわたって健康かつ豊かな生活を送るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果や各種統計資料などに基づく取り組みが必要です。
- 子どもたちの健康課題を解決するため、学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会の活用、家庭や関係機関等との連携が必要です。
- 自他の体や命を大切にできる正しい知識と、将来にわたり健康な生活を送る習慣を身につける力を育む保健教育の充実が必要です。
- 部活動に携わる専門的な指導を行える地域の人材が限られています。
- 食を取り巻く環境が変化し、子どもたちの食生活にも不規則な食生活や朝食欠食、偏った栄養摂取など様々な課題がみられます。
- 関係部署等と連携して学校給食への地場産物の活用促進を図るとともに、旬の食材、郷土食や行事食を取り入れ、望ましい食生活、食料の生産や地域文化等に対する関心と理解を深める必要があります。
- 各学校給食センターの厨房機器等の老朽化が進み、更新が必要となっています。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【体力づくり・体育・保健体育教育の充実】

- ア) 質の高い体育・保健体育授業の実現に向け、教員の授業力向上を図ります。
- イ) 体力・運動能力の向上に取り組む体制を整え、運動好きの児童生徒の育成を支援します。
- ウ) 基本的な生活習慣の定着に向けた取り組みを支援します。
- エ) 関係機関と連携を図りながら、保健教育の充実を図ります。

方向性②【部活動支援】

- ア) 部活動に外部人材を積極的に活用し、競技力や技術力の向上と教職員の負担軽減に取り組めます。
- イ) 部活動の地域移行への取り組みを推進します。
- ウ) 大会等への参加を支援します。

方向性③【食育の充実】

- ア) 栄養教諭を中心に、学校教育全体を通じた食育を推進します。
- イ) 地産地消食材（地元食材）を活用した「食育の日」に取り組めます。
- ウ) 食数に応じた学校給食センターの適正配置の検討を行います。
- エ) 安全な給食を提供できるように厨房機器等の計画的な更新を行います。

(4) 成果指標

指 標		現 状 (R5)	目 標 (R10)
運動が好きな児童生徒の割合	小学校	74.8%	85%以上
	中学校	67.9%	80%以上
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学校	74.8%	90%以上
	中学校	69.1%	80%以上

(資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査 [対象：小5・中2])

基本事業Ⅰ-④「ICT を活用した教育の推進」

(1) 目指す姿

情報活用能力の育成を通じて、子どもたちが生涯を通して、社会の様々な変化に主体的に対応できるための力が育まれています。

(2) 現状と課題

- すべての児童生徒に一人一台端末（タブレット）を整備し、クラウド型授業支援アプリやデジタル教材を導入しています。
- 各学校で推進する ICT 教育の方向性（施策、基本方針及び基本目標）を示した ICT 教育推進計画に基づき、中長期的な展望に立って ICT 教育の推進を図っています。
- 小中学校での 9 年間を通じたプログラミング教育計画を策定し学校に提示しています。
- 教職員が ICT 機器やデジタル教材などを円滑に活用するため、学校数に応じた ICT サポーターの配置が必要です。
- ICT 担当教員を中心に、ICT 機器の活用促進と授業づくりを進めています。
- ICT 機器の活用頻度には教員間・学校間で差があるため、より実践的な研修を実施し、教職員のスキルアップを図る必要があります。
- これまでの授業実践と ICT のベストミックスを図るとともに、児童生徒の学習における状況を教員が丁寧に把握し、自らの指導方法を不断に見直し、改善していくことが必要です。
- 急速な情報化の進展による社会のデジタル化に対応した次世代の教育への対応が必要となっています。
- ICT を活用した校務の効率化・負担軽減等を通じて、学校の働き方改革を推進する必要があります。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【教育の情報化への対応】

- ア) 一人一台端末を含め日常的な ICT 機器の活用を推進します。
- イ) ICT 機器の適切な管理を行い、ネットワーク設備及び機器の更新を必要に応じて行います。
- ウ) 情報活用能力や情報リテラシーを高める教育を推進します。
- エ) 「プログラミング的思考」の育成を図ります。

方向性②【教職員の情報活用能力の向上】

ア) ICT 機器を有効に活用できるよう研修の充実を図ります。

イ) ICT サポーター及び ICT 支援員の充実を図ります。

ウ) ICT を活用した「主体的・対話的で深い学び」につながる授業づくりを進めます。

エ) 「プログラミング的思考」の育成を目指し、プログラミング教育に関する教材及び指導案等の研究の推進を図ります。

方向性③【校務 DX³の推進】

ア) 校務支援システムを積極的かつ効果的に活用し、教職員の負担軽減を図ります。

イ) 校務系・学習系・データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の効率化を図ります。

(4) 成果指標

指 標		現 状 (R5)	目 標 (R10)
授業で ICT 機器(タブレット等)をほぼ毎日使用した児童生徒の割合	小学校	25.6%	100%
	中学校	18.2%	100%
授業で ICT 機器(タブレット等)をほぼ毎日活用した教員の割合	小学校	58.3%	100%
	中学校	66.7%	100%
ICT を活用した校務の効率化に取り組んでいる教職員の割合	小学校	100%	100%
	中学校	66.7%	100%

(資料：全国学力・学習状況調査 [対象：小 6・中 3])

³ 校務 DX：児童生徒の学習記録データや、教材などの公教育データを ICT で利活用し、児童生徒ごとに最適な学習環境を整えるための取り組みです。加えて、教職員の校務を効率化し、教職員が児童生徒と向き合う時間を創出する目的もあります。

基本事業Ⅰ-⑤「教育環境の充実」

(1) 目指す姿

豊かな学校生活を送ることができる安全・安心な教育環境・施設になっています。

(2) 現状と課題

- 安全で快適な学校施設を目指し、特別教室の空調設置やトイレの様式化の整備を進めています。
- 全校への一人一台端末導入や ICT 環境整備を進めてきましたが、情報教育の一層の充実のため、環境整備をさらに進めていく必要があります。
- 今後の学校施設の維持管理と整備については、町の公共施設マネジメント基本計画及び町学校施設等長寿命化計画と整合を図りつつ、施設や設備全体の老朽化に対する安全性の確保と教育・学習環境改善のための機能更新を総合的に進める必要があります。
- 通学路の交通安全対策については、道路の構造上の問題などから対策が進みにくい場所が存在することが課題です。
- 安全な学校給食の確実な提供に努めています。また、安定した給食業務を実施するため、調理業務の専門性の向上と調理業務受託業者との連携を図っています。
- 学校における危機管理マニュアルの定期点検と教育活動全体を通じた安全教育の推進が求められています。
- 豪雨や地震・津波等の自然災害への対応として、地域や学校の実情を踏まえた特色ある防災教育をさらに推進することが必要です。
- 学校は、災害発生時には地域住民の避難所となることから、老朽化対策をはじめとする教育環境の充実とともに、防災機能強化を図っています。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【快適な教育環境への改修・整備】

- ア) 老朽化した施設の改築・改修等を計画的に実施します。
- イ) 教育環境の向上に向けて、必要な設備の設置や改修に努めます。
- ウ) 非構造部材の計画的な耐震化に努めます。
- エ) 学校や地域と連携し安全で安心な施設の維持管理に努めます。

方向性②【安全で安心な学校環境づくり】

- ア) 教育環境の安全確保に関する取り組みを推進します。
- イ) 家庭・地域と連携した取り組みを推進します。
- ウ) 安全な通学路に関する取り組みを推進します。
- エ) 地域と連携した学校安全の取り組みを推進します。

方向性③【安全な給食を提供できる環境づくり】

- ア) 安全な給食を提供できるように厨房機器等の計画的な更新を実施します。(再掲)

方向性④【防犯・防災体制の強化】

- ア) 児童生徒が危険を予測し、自ら回避する能力を身に付ける安全教育の充実を図ります。
- イ) 学校における危機管理マニュアルの改善等に必要なサポートを行い、学校体制や家庭・地域・関係機関との連携体制の構築を図ります。
- ウ) 自然災害等へ対応するため、防災教育の充実を図ります。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
空調設備の特別教室整備率	80.0%	100%
学校トイレの洋式化率	26.7%	100%
安心・安全な給食の提供	100%	100%

(資料：教育委員会自己点検・自己評価報告書)

基本事業Ⅰ-⑥「学校経営体制の強化」

(1) 目指す姿

所属教職員が目標や課題を共有し、「チーム学校」として組織的に取り組んでいます。

(2) 現状と課題

- 学校経営計画の実現に向け、中長期的な学校経営ビジョンを明確にして、学校全体で共有を行っています。
- 教職員不祥事防止に向け、各学校に「不祥事根絶に向けた取り組み」の実施と報告を求めています。
- 学校の実態に応じた OJT⁴により、教員全体の授業力向上や事務の平準化に取り組んでいます。
- 「教科のタテ持ち」や「教科間連携」を導入した中学校では、組織的に授業改善に取り組んでいます。
- 働き方改革推進プランに基づき、学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進を図る必要があります。
- 教育課題の多様化等により、業務が増え、負担軽減が必要となっています。
- 保護者や地域の理解を得ながら、学校運営や教職員業務の見直しにより働き方改革を一層推進することが必要となっています。
- 部活動外部指導員、教員業務支援員等の配置を進めるなど、教員の多忙感解消のため継続的に取り組んでいます。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【学校経営体制の強化・充実】

- ア) 全学校で、高知県による学校経営アドバイザーの派遣を受けチーム学校としての組織体制の強化とマネジメント力の向上を図ります。
- イ) 学校の実態に応じて OJT が組織的に取り組まれるよう支援します。
- ウ) ハラスメントを含め、教職員の不祥事防止策を強化するため、研修や相談体制の充実、服務規律確保の啓発・指導を徹底していきます。
- エ) 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項に対し指導・助言をするため、教育対策監を配置します。

⁴ OJT：On the Job Training の略。実際の仕事を通して、知識や技術を身に付ける教育方法です。

方向性②【学校における働き方改革の推進】

ア) 「四万十町立小中学校教職員働き方改革推進プラン」の確実な実行に努めます。

イ) 校内研修や学校訪問、意識調査を実施、組織的な取り組みを支援します。

ウ) 町・学校の行事等の精選を推進し、保護者や地域に対して、学校における働き方改革への理解を求めます。

エ) 教員の負担軽減のために、教員業務支援員を配置します。

オ) 校務支援システムを積極的に活用し、教職員の負担軽減を図ります。

(4) 成果指標

指 標		現状 (R5)	目標 (R10)
学校経営計画の評価が B (到達目標の実現) 以上の割合	小学校	95.8%	96%以上
	中学校	75%	90%以上
時間外勤務 45 時間超の月を年間 3 月以内に抑えた教職員の割合	小学校	70.1%	90%以上
	中学校	54.7%	90%以上

(資料：学校経営計画、教職員アンケート)

基本事業Ⅰ-⑦「学校と地域の連携」

(1) 目指す姿

学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えています。

(2) 現状と課題

- 地域の特色を生かし、保護者や地域の協力を得て体験学習等の場を提供しています。
- 開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域の声を取り入れるとともに、信頼される学校評価につながっています。
- 今後も、学校運営協議会の体制を生かし、学校・家庭・地域の連携による子どもの成長を支える多様な活動を展開していくため、地域ごとの工夫や対応が必要です。
- 小規模校における学校運営協議会や地域学校協働本部などでは、一人の方が複数の学校の活動に関わっている状況があります。
- 地域の人材やこれまで蓄積されてきた教育資源の活性化、子どもの安全で安心な居場所づくりなど、学校、家庭、地域の連携を進めながら、地域コミュニティの再生を進めるとともに地域の教育力の向上が必要です。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的活動の支援】

- ア) 学校運営協議会を通じて、地域とともにある学校づくりを推進します。
- イ) 地域学校協働本部の活動に、地域人材の活用を図ります。

方向性②【部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の整備】

- ア) 部活動に外部人材を積極的に活用し、競技力及び技術力の向上と教職員の負担軽減を図ります。
- イ) 部活動の地域移行への取り組みを推進します。

方向性③【家庭教育支援の充実】

- ア) 望ましい生活習慣を子どもたちが身に付けるための取り組みを家庭と協力して進めます。
- イ) 家庭教育のあり方など地域の子どもたちを取り巻く様々な課題に取り組む PTA 活動を支援します。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
学校運営協議会設置の小中学校の割合	87%	100%
地域学校協働本部事業に参加した延べ人数	148.2 人/校	180 人/校

(資料：教育委員会自己点検・自己評価報告書)

基本事業Ⅰ-⑧「学校適正配置の推進」

(1) 目指す姿

保護者等の理解を得ながら、計画に基づく学校の適正配置が進んでいます。

(2) 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響や統合後の状況確認が必要なため、小学校の統合時期を令和6年4月から令和7年4月以降とする「運用方針の見直し」を行い、協議や説明会を実施しています。
- 見直し後の「運用方針」では、統合の枠組みも柔軟な対応ができるようにしています。
- 保護者や地域の方の考え方が異なるため、慎重に学校適正配置の協議を進める必要があります。
- 一部の地区から小学校存続の要望が出ていることや、新たな取り組みも見られることから、地域とともにある小学校の特質を踏まえ、取り組みを進める必要があります。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【学校配置の適正化】

- ア) 児童数や社会状況の変化を見据え、適宜、小学校の適正な規模を含めた適正配置の検討を行います。
- イ) 統合対象校の保護者や地域と、学校の適正配置について協議を行います。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
町内の小学校数	12校	6校
町内の中学校数	3校	3校

(資料：四万十町立小中学校適正配置計画)

施策2 生涯学習の推進とスポーツの振興

1. 施策の目指す姿

学習環境の整備と学習機会の増加により、町民の生涯学習への取り組みが活発化し、自己実現が図られます。また、継続的にスポーツを行うことにより、心身ともに健康な生活を営むことができます。

2. 施策の基本方針

- 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら考え、自ら判断し、自ら行動することを促進します。
- 社会教育施設の利用促進のために設備やプログラムの充実、利用者ニーズに応じた施設の改善や SNS 等による情報発信に努め、利用したい施設を目指します。
- 文化財や歴史資料の展示等への工夫や体験事業を充実させることで、郷土資料館等への来訪者の増加を図り、文化財の保護・保存に対する意識を醸成します。
- 町民のニーズを捉えた事業を企画し、町民の発表の場となる芸術文化事業への参加者の増加による活動の充実を目指します。
- 人間形成の場としての様々な体験を実施する青少年関係団体を支援するとともに、青少年を育む地域社会の教育力の活性化と社会参加機会を増やすことにより青少年の育成を目指します。
- スポーツ大会の開催情報の積極的な発信や、誰もが参加しやすいスポーツ教室の実施により生涯スポーツ参加者の増加を目指します。
- スポーツ関係団体の活動・育成支援とともに、研修会などによる指導者の育成を図ることで地域スポーツ活動の活性化を目指します。
- 施設利用者の利便性向上を図り、利用者数の増加を目指します。

3. 施策の成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
町民一人当たりの生涯学習活動参加回数 (延べ参加者数÷年度末人口)	2.80 回	3.00 回
町民一人当たりのスポーツ活動参加回数 (延べ参加者数÷年度末人口)	4.21 回	4.50 回

4. 基本事業の取り組み

基本事業2-①「主体的な学習の推進」

(1) 目指す姿

自主的・創造的な学習意欲が高まり、主体的な学習活動が活発になります。

(2) 現状と課題

- 急激な社会変化と「人生100年時代」と言われるライフスタイルの変化の中では、社会人になった後も学び続けることにより、新たな知識や技能を身に付けていくことが重要です。
- 個人のスキルを高める学習だけでなく、住みよいまちづくりのための活動が日常的に行われるために、課題の発見・解決につながる学習へのニーズが高まっています。
- 生涯にわたって自己に必要な学びと、その成果を地域づくりに活用できる生涯学習の取り組みが必要です。
- 誰もが参加し、学ぶことができる文化活動が必要です。
- 講座参加者が限られている状況があるため、ニーズ把握や講座内容のブラッシュアップが必要です。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【生涯学習活動への参加促進】

- ア) 生涯学習の取り組みへの参加促進のために、町民が興味をもてる魅力的な講座の開設に努めます。
- イ) 多様化する学習ニーズに対応できる学習環境を整備します。
- ウ) 高齢者の心身の健康維持、増進を図るとともに、仲間との出会いによる交流の輪を広げ、健康寿命を伸ばす活動を推進します。
- エ) 町民がともに支え合い安心して生活できる地域づくりのために、多様性を尊重する人権教育を支援・推進します。
- オ) 国際感覚を身に付けた人材を養成するため、国際交流員(CIR)を中心に子どもから高齢者までが参加できる事業を実施し、外国語教育の充実を図ります。
- カ) SNSなどの活用により生涯学習活動の情報を広く周知します。

方向性②【社会教育団体等への活動支援】

- ア) 各種社会教育団体の活動への支援、関係団体等との連携・協力により、生涯学習活動の活性化に努めます。
- イ) 社会教育施設などを利用する町民・地域団体などが、自発的に行う生涯学習活動を支援します。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
町主催講座の開設数	7 講座	6 講座
町主催講座への実参加人数	369 人	300 人以上
社会教育団体への加入率	7.27%	7%以上

基本事業2-②「社会教育施設の利用促進」

(1) 目指す姿

社会教育施設が適正化され、多くの町民に利用されています。

(2) 現状と課題

- 町民のニーズに対応した学習機会の提供と学習環境の整備を行っています。
- 町民の読書活動の推進には、家庭・学校・図書館・地域等の連携が必要です。
- 図書館では、本館・分館を中心とした施設運営と併せて、町内を巡回する移動図書館車を活用した活動を行っています。
- 十和地域での読書環境整備に向け十和分館の在り方と整備に関する検討が必要です。
- インターネット回線を活用した新たな図書館システムを導入し、事前予約や貸出状況の把握など、利用者の利便性の向上に繋がる取り組みを行っています。
- 効果的な学習機会の企画・提供には、実施につながるよう社会教育施設間の連携・調整が必要です。
- 施設の老朽化が進む中、効率的・効果的な維持管理を行う必要があります。
- 社会教育施設の適正な管理と効率的な運営が求められます。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【生涯学習活動拠点施設の活用】

- ア) 生きがいや居場所づくりなど、多様化する町民ニーズに対応できる施設整備を推進します。
- イ) 老朽化への対応や利便性の向上のため、改修等の必要な施設については、優先度の高いものから計画的に実施します。
- ウ) 学校施設の開放や余裕教室の活用を促進するとともに、関係機関と連携し、休校施設の活用方法を検討します。

方向性②【図書館利用の促進】

- ア) 良書選定や図書の並べ方、書架の配置等、利用しやすい環境整備を行います。
- イ) 移動図書館車の巡回や家庭・学校・地域との連携により、生涯を通じた読書活動を推進します。
- ウ) 読み聞かせボランティア育成講習会の実施などにより、ボランティアの増員とスキルアップを目指します。
- エ) 多様な学習活動の企画や情報提供を積極的に行います。
- オ) 新しい図書館システムの導入による利用者の利便性を向上させることで図書館利用者の増加を目指します。

方向性③【美術館利用の促進】

- ア) 美術館を核として、芸術文化団体や芸術文化活動の支援を行うとともに、関係機関等と連携した企画等を行います。
- イ) 収蔵作品の適切な保存・管理に努めます。

方向性④【図書館・美術館の整備】

- ア) 利用者が安心・快適に利用できる環境づくりに努めます。
- イ) 施設の老朽化や活用状況を把握し、施設の集約化や複合化を含め、効率的な施設の在り方を検討します。
- ウ) 図書館十和分館の在り方と整備に関する検討を進めます。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
町民一人当たりの社会教育施設利用回数 (図書館、美術館、体育施設を除く。)	1.04 回	1.00 回
図書館の利用登録率	32.58%	35.00%
美術館入館者数	800 人	800 人以上

基本事業2-③「文化財の保護・活用」

(1) 目指す姿

文化財の活用により、町民の文化財への関心が高まり、文化財が保護、継承されます。

(2) 現状と課題

- 地域文化の担い手が不足し、伝統芸能などの存続が危ぶまれています。
- 町内各地区に所在する指定文化財の巡視調査を行い、今後の保護・活用方法について検討しています。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【地域の文化の保存・継承と活用】

- ア) 町内の歴史的資料等を収集・保管・展示し、郷土文化の振興に努めます。
- イ) 町内の歴史や文化の保存・継承につなげるための歴史的資料として四万十町合併20周年記念誌や十和村誌続編を作成します。

方向性②【指定文化財の保存と活用】

- ア) 文化財の適切な保護・保存を行うとともに、講座などにおいて町民の学習資源に活用します。
- イ) 国選定の「四万十川流域の文化的景観」について、「保存活用計画」に基づき保存と活用を図ります。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
文化財活用施設等への来場者数	2,314 人	2,400 人以上

基本事業2-④「芸術文化活動の充実」

(1) 目指す姿

芸術活動等を通じて、芸術文化に親しみ心豊かな潤いのある生活を送っています。

(2) 現状と課題

- 様々な芸術・文化に触れられる機会を提供しています。
- 音楽や舞台芸術を鑑賞する機会と発表する機会の提供を行っています。
- これまで、参加したことがない方々にも興味・関心を持ってもらえる魅力ある公演等を開催していく必要があります。
- 町民自らが行う芸術文化活動への支援を行います。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【四万十会館での自主事業の充実】

ア) 多くの町民が音楽・舞台芸術鑑賞する機会や、参加発表する機会の提供に努めます。

方向性②【芸術文化活動への支援】

- ア) 芸術文化関係団体や町民の芸術文化活動を支援します。
- イ) 芸術文化活動の振興と活性化を図るため、芸術文化活動に功績のあった方を表彰します。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
四万十会館が行う芸術文化事業への参加者数	10,071 人	10,000 人以上
町内で開催される美術展への出展者数	483 人	500 人以上
町内で開催される芸術文化活動への参加者数 (四万十会館自主事業を除く。)	1,050 人	1,000 人以上

基本事業2-⑤「青少年の健全育成」

(1) 目指す姿

青少年が多様な活動・体験を通じて健やかに成長しています。

(2) 現状と課題

- 地域の住民が持つ知識や技術・経験を生かした体験学習の機会を提供しています。
- グローバル化をはじめとした多様性社会に対応する人材の育成が必要です。
- 青少年のインターネットや SNS 等によるトラブルが増加し、社会問題となっています。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【地域教育力の向上】

- ア) 地域の方々の協力のもと、「生きる力」を育む体験学習等の支援と拡充に努めます。
- イ) 子ども会・スポーツ少年団の連携とその活動の充実を図ることにより、子どもの健全育成に努めます。

方向性②【グローバル人材の育成】

- ア) 青少年の海外派遣を通じて、広い視野を持ったグローバル人材の育成に努めます。

方向性③【少年非行の早期発見と早期指導】

- ア) 多様化する青少年問題に対応し、人格・価値観の尊重と個性・能力の伸長を図りながら、自己実現を目指せる青少年の育成に努めます。
- イ) 情報モラルの醸成により、今後の情報化社会に対応できる人材の育成に努めます。

方向性④【社会参画】

- ア) 社会の一員としての自覚と責任を促すとともに、地域に誇りを持つ人材の育成に努めます。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
児童生徒一人当たりの育成事業・体験学習への参加回数	1.08 回	1.5 回
中学生海外研修事業の参加者数	4 人	3 人
巡回補導等による補導件数	1 人	0 人
「二十歳の集い」参加者割合	87.2%	90%以上

基本事業2-⑥「スポーツ活動の充実」

(1) 目指す姿

スポーツ活動に参加する機会が増え、より多くの町民がスポーツに親しんでいます。

(2) 現状と課題

- スポーツ関係団体と連携を図りながら、町民が自分の年齢や生活スタイルに合わせてスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室や講習会を開催しています。
- 健康・体力づくりは、目的（介護予防、健康維持）にあったスポーツの企画、障がいのある人のための環境整備など、ニーズが多様化しています。
- より多くの町民がスポーツに関心を持ち、参加することができる機会の拡充が必要です。
- 町民へスポーツの機会に関する情報の提供、スポーツによる健康への効果の積極的な発信により、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが求められます。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【健康体力づくり活動の充実】

ア) スポーツ関係団体との連携を図りながら、町民が年齢や生活スタイルに応じて参加できる教室・大会や講習会を開催するとともに、情報発信による周知に努めます。

イ) 関係人口の拡大や四万十町の魅力発信につながる「さくらマラソン」などの全国募集の大会も継続して開催します。

方向性②【競技力向上の促進】

ア) 身体能力や技術力の向上を目的として、総合型スポーツクラブなどが実施している各種スポーツ大会や教室への参加を促進します。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
町内スポーツ大会の開催回数	45回	50回以上
町内スポーツ教室の開催回数	2,182回	2,000回以上

基本事業2-⑦「スポーツ関係団体・指導者の育成」

(1) 目指す姿

スポーツ関係団体・指導者が育成され、地域でのスポーツ活動が活発に行われています。

(2) 現状と課題

- 総合型地域スポーツクラブにより各種スポーツ大会開催や、スポーツ教室への参加を通してスポーツに親しむ環境づくりを進めています。
- スポーツ振興や競技力の向上を図るため、各種団体の支援を行っています。
- 指導者の育成支援など、スポーツの普及発展に向けた検討を行う必要があります。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【スポーツ関係団体の活動及び育成支援】

ア) スポーツ関係団体の活動及び育成支援を行います。

方向性②【スポーツ指導者の育成】

ア) スポーツ指導者の育成と資質の向上を図ります。

方向性③【スポーツ活動への支援】

ア) 町民のスポーツ活動や学校体育活動と総合型スポーツクラブとの連携を通じてスポーツ活動の振興と活性化を図ります。

イ) スポーツ活動の振興と活性化を図るため功績のあった方を表彰します。

(4) 成果指標

指標	現状 (R5)	目標 (R10)
総合型地域スポーツクラブへの加入率	4.49%	5%以上
町民一人当たりの総合型スポーツクラブ事業参加回数	1.18回	2.5回

基本事業2-⑧「体育施設の利用促進」

(1) 目指す姿

施設の利用者ニーズの把握や利用者が利用しやすい環境の整備により、利用者の意識向上や新規利用者の獲得につながっています。

(2) 現状と課題

- 社会体育施設については、施設の利用状況等のデジタル環境を整備し、利用者の利便性の向上と効率化の検討を行います。
- 社会体育施設については、年1回の利用団体による調整会議を開催し、効率的な施設利用に努めています。
- 社会体育施設については、計画的な改修により利用者が利用しやすい施設環境の整備を進め、利便性の向上に努めます。
- 利用率の低い社会体育施設のあり方を検討する必要があります。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【社会体育施設の有効活用の促進】

ア) 多様化するスポーツへのニーズに応えるため、社会体育施設の利便性の向上と有効活用を図ります。

方向性②【学校体育施設の有効活用の促進】

ア) 町内小中学校の体育施設開放を行うことによりスポーツに親しめる身近な場所の提供を行います。

方向性③【社会体育施設の整備】

ア) 町民が安心・安全に使用できる社会体育施設の整備を行います。

イ) 施設の老朽化や活用状況を勘案しながら、集約化を含めた効率的な施設のあり方を検討します。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
町民一人当たりの体育施設利用回数	3.47 回	3.50 回

施策3 子育ての支援

1. 施策の目指す姿

子育て環境の充実により子どもが健やかに成長できます。

2. 施策の基本方針

- 保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいたカリキュラムを実施し、質の高い教育・保育の提供を目指します。
- 保育所・認定こども園が、家庭・地域・学校と連携しながら子どもの成長を支援する環境を整備します。
- 保育所・認定こども園、小学校が立場の違いを超えて連携・協働し、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指します。
- 地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター機能の充実を図り、安心して子育てができる環境を整えます。
- 保護者負担の軽減や相談体制の充実を図り、子育て家庭を支援します。
- 放課後の児童の安全を確保し、様々な体験や交流ができる居場所をつくります。

3. 施策の成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
子育てが楽しいと思う就学前児童保護者の割合	76.3%	80%以上
この地域で子育てをしたいと感じる就学前児童保護者の割合	83.7%	100%

4. 基本事業の取り組み

基本事業3-①「就学前保育・幼児教育の充実」

(1) 目指す姿

安心安全な保育・教育環境の充実により、健全な心身が発達します。

(2) 現状と課題

- 幼児教育の充実に向けて、保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいたカリキュラムを実施しています。
- 保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続を図るためには、情報交換会や相互授業参観、交流会などの連携事業を実施する必要があります。
- 児童が身近な人々と交流し伝統行事や栽培活動に触れ、地域に親しみを感じられるような活動を支援しています。
- 保育所・認定こども園職員が各種研修を通して、質の高い教育・保育の提供を目指しています。
- 希望児童全員が保育所へ入所できるよう、保育士確保が不可欠です。
- 老朽化した施設の改修・改築のため計画的に整備を進める必要があります。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【学びに向かう力を培う活動の推進】

- ア) 入所児童が「感じたり」・「気付いたり」「分かったり」できる保育所・認定こども園の多様な活動を支援します。
- イ) 幼児期の終わりまでに育てほしい姿を活用し、遊びを中心とした発達や学びを小学校の学習へつなげ、成長を切れ目なく支える円滑な保幼小の接続に向けた取り組みを支援します。
- ウ) 国際交流員(CIR)の保育所・認定こども園等訪問により異文化交流を積極的に推進します。

方向性②【特別な支援が必要な子どもの支援】

- ア) 特別な支援が必要な児童が円滑に幼児期の保育等を利用できるように支援します。

方向性③【保育環境の整備】

ア) 保育環境の向上のため、計画的に改修等を実施します。

方向性④【安全で安心な保育所・認定こども園づくり】

ア) 児童の安全を確保します。

イ) 家庭・地域と連携した取り組みを推進します。

方向性⑤【職員の資質・能力の向上】

ア) 職能・歳児別研修の充実を図ります。

方向性⑥【開かれた保育所・認定こども園づくりの推進】

ア) 家庭や地域に保育所・認定こども園での活動を積極的に発信します。

方向性⑦【子ども子育て支援事業の推進】

ア) 子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境をさらに整備します。

方向性⑧【親育ち支援の推進】

ア) 子育てに対する自覚や意欲を高めるため、良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深めることができるよう推進します。

イ) 関係機関と連携し、保護者研修の実施や、望ましい生活習慣の定着のための取り組みを推進します。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
保育所・認定こども園の入所決定率	99.0%	100%
保育士研修の受講率	80.0%	90%以上

基本事業3-②「子どもを育てやすい環境づくり」

(1) 目指す姿

地域における子育て支援の充実、子育て家庭への支援により、安心して子育てができる環境を整えます。

(2) 現状と課題

- 一時預かり保育が、保護者の希望どおり実施できるよう保育士の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら保護者同士のつながりや育児相談の場を提供しています。
- 社会が多様化・複雑化する中で、ライフスタイルに合わせた利用が可能となるファミリーサポートセンターの充実のためには、会員の増員・確保が必要です。
- 子育て支援のため、児童生徒の給食費や副教材費の支援を行っています。
- 経済的に厳しい環境にある家庭に対して、就学援助等の支援を行っています。
- 支援を必要とする子どもや家庭には、それぞれの課題に応じた支援方法を検討し、学校や関係機関が共通理解のもと、効果的な支援体制の構築が必要です。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【子育て支援センターの推進】

ア) 子どもを安心して産み育てる環境づくりを推進するとともに、地域及び関係機関と連携を図り、子育て家庭に対する育児支援を行います。

方向性②【ファミリーサポートセンターの推進】

ア) 地域の支え合いによる子育て援助活動の仕組みをつくり、働きながら子育てができる環境を整備します。

方向性③【子どもや家庭への支援】

- ア) 子育て支援策として、給食費の無償化など必要な経済的支援を実施します。
- イ) 経済的な理由で就学が困難な家庭に対する支援を継続します。
- ウ) 少子化対策として多子世帯の経済的負担軽減を継続します。

方向性④【相談体制の充実】

- ア) SSW や関係機関が連携し、相談体制の充実を図ります。
- イ) 関係機関が連携して、虐待防止に取り組みます。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
ファミリーサポートセンターの援助活動件数	165 件	200 件以上
スクールソーシャルワーカーの配置人数	2 人	3 人

基本事業3-③「放課後の児童の居場所づくり」

(1) 目指す姿

放課後や週末等において安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供し、保護者が安心して働いています。

(2) 現状と課題

- 放課後子ども教室は、町内に 12 か所、児童クラブは 1 か所設置されており、低学年の利用が主となっています。
- 放課後子ども教室・児童クラブともに支援員・指導員の不足が課題となっているため、人材確保に努める必要があります。

(3) 取り組みの方向性

方向性①【放課後の児童の居場所確保】

ア) 学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、地域の中で放課後の児童の安全・安心な居場所の確保に努めます。

(4) 成果指標

指 標	現 状 (R5)	目 標 (R10)
放課後子ども教室・児童クラブに登録している指導者数	111人	130人以上

資料編

1. 委員名簿

選出区分	氏名	備考	任命日
(1) 保育所、小学校及び中学校の代表者	佐竹 美也	窪川地域子育て支援センター長 (~R6.3.31) 興津保育所長 (R6.4.1~)	R5.10.3 ~R6.●.●
	徳弘 茂生	十川小学校長	R5.10.3 ~R6.3.31
	吉岡 栄作	七里小学校長	R6.5.30 ~R6.●.●
	黒岩 範久(前副委員長)	窪川中学校長	R5.10.3 ~R6.3.31
	中内 聖二	大正中学校長	R6.5.30 R6.●.●
(2) 学校等の保護者	楨野 一人	小中学校 PTA 連絡協議会	R5.10.3 ~R6.●.●
(3) 社会教育委員	中脇 由美		R6.5.30 ~R6.●.●
	林 瑞穂		R5.10.3 ~R6.●.●
(4) 有識者	石筒 覚	高知大学地域協働学部准教授	R6.5.30 ~R6.●.●
(5) 公募による者	田頭 誠志		//
	山本 由美		//
	河上 絵里		//
(6) その他教育委員会が必要と認める者	野村 泰子(委員長)	四万十町教育研究所長	//

2. 四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(令和5年6月7日教育委員会告示第2号)

四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、四万十町教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画の策定に教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 町内の保育所(認定子ども園含む。)、小学校及び中学校(以下「学校等」という。)の代表者 3人
- (2) 学校等の保護者 1人
- (3) 社会教育委員 1人
- (4) 有識者 1人
- (5) 公募による者 3人以内
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3. 計画策定の経過

R5.6.7	四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱 告示
R5.9.5	四万十町教育総合会議 ○教育振興基本計画について
R5.10.3	第1回 四万十町教育振興基本計画策定委員会 ○委嘱状交付 ○委員長・副委員長の選任 ○教育振興基本計画の位置づけと他の計画との関係について ○計画策定のスケジュール ○現計画の状況 ○次期計画の概要
R5.10.3	第2回 四万十町教育振興基本計画策定委員会 ○計画策(案)について ①第1章 「計画策定の基本的な考え方」 ②第2章 「今後の社会情勢と本町の現状」 ③第3章 「四万十町教育の目指す姿」 ④第4章 「施策と基本事業の方向性」
R6.1.30	第3回 四万十町教育振興基本計画策定委員会 ○策定スケジュールの変更及び策定委員の任期について ○計画(案)について(前回からの修正について)
R6.5.30	第4回 四万十町教育振興基本計画策定委員会 ○計画(案)について(前回からの修正について) ○意見公募手続きについて
R6.7.10~ R6.7.31	意見公募手続き(パブリックコメント)の実施 意見 ●件
R6.8.●	第5回 四万十町教育振興基本計画策定委員会 ○第2期四万十町教育振興基本計画(案)について
R6.8.●	四万十町教育委員会 ○「第2期四万十町教育振興基本計画」議案上程